

平成28年第4回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第104号 別府市役所事務分掌条例の一部改正について
- 議第105号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 議第106号 別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議第107号 別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 議第108号 別府市税条例の一部改正について
- 議第109号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議第110号 別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 議第111号 別府市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議第112号 別府市駐車場の設置及び管理に関する条例及び別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第113号 別府市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 議第114号 工事請負契約の締結について
- 議第115号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて
- 議第116号 指定管理者の指定について
- 議第117号 指定管理者の指定について
- 議第118号 指定管理者の指定について
- 議第119号 指定管理者の指定について
- 議第120号 指定管理者の指定について
- 議第121号 指定管理者の指定について
- 議第122号 指定管理者の指定について
- 議第123号 指定管理者の指定について

議第104号

別府市役所事務分掌条例の一部改正について

1 趣旨

「まちをまもり、まちをつくる。べっふ未来共創戦略」及び「別府市総合計画後期基本計画―地域を磨き、別府の誇りを創生する―」を策定したことにかんがみ、政策の円滑な推進を図るとともに、時代の要請や新たな課題に対応する「政策市役所」の実現を目指して人材育成や組織体制の強化を図るため、6部制を8部制に再編するなどして、別府市役所の機構を改革しようとするに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

次の表のとおり設置する部を改正します。

現行	改正案
総務部	総務部
企画部	企画部
<u>ONSENツーリズム部</u>	<u>観光戦略部</u>
	<u>経済産業部</u>
生活環境部	生活環境部
福祉保健部	福祉保健部
建設部	建設部
	<u>共創戦略室</u>

3 施行期日 平成29年4月1日

4 担当課 企画部政策推進課

議第105号

特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

市長、副市長、議員、教育長及び水道企業管理者に支給する期末手当の額を改定することに伴い、次に掲げる条例を改正します。

- (1) 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (3) 別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (4) 別府市水道企業管理者の給与及び旅費に関する条例

2 議案の内容

期末手当の支給率を次の表のとおり改定します。

区分	現行	平成 28 年 12 月分	平成 29 年 4 月以降
6 月	150/100	—	155/100
1 2 月	165/100	175/100	170/100

3 施行期日 公布の日。一部は平成 29 年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 106 号

別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定の事情を考慮して、一般職の職員の給与改定を行うことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第 1 条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 勤勉手当（平成 28 年 1 2 月支給分）の支給率を 80/100 から 90/100（再任用職員にあっては 37.5/100 から 42.5/100）に改定します。（第 17 条関係）

イ 給料表を全部改正します。（別表第 1 関係）

第 2 条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

勤勉手当（平成 29 年 4 月以降支給分）の支給率を 90/100 から 85/100（再任用職員にあっては 42.5/100 から 40/100）に改定します。（第 17 条関係）

第 3 条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員の給料表を改定します。（第 7 条関係）

イ 特定任期付職員に係る期末手当（平成 28 年 1 2 月支給分）の支給率を 157.5/100 から 167.5/100 に改定します。（第 8 条関係）

第 4 条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員に係る期末手当（平成 29 年 4 月以降支給分）の支給率を 167.5/100 から 162.5/100 に改定します。（第 8 条関係）

3 施行期日 公布の日。ただし、第 2 条及び第 4 条は、平成 29 年 4 月 1 日

議第107号

別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部が改正され、失業等給付の給付内容等が変更され、併せて国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の失業者の退職手当について定めた部分に所要の改正が行われたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 目次を付します。

(2) 失業者の退職手当を定める第10条について、国家公務員退職手当法の改正と同様の改正をします。

3 施行期日 平成29年1月1日

4 担当課 総務部職員課

議第108号

別府市税条例の一部改正について

1 趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和37年法律第144号）の一部が改正され、題名が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）に改められ、事業から生ずる所得に対する特別徴収に係る住民税の特例等が定められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

附則第20条の2を附則第20条の3とし、新たに附則第20条の2として、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項等に規定する特例適用利子等又は同条第4項等に規定する特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することを定

めます。

3 施行期日 平成29年1月1日

4 担当課 総務部課税課

議第109号

別府市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

別府商業高等学校を廃止することに伴い、関係条例を改正します。

2 議案の内容

第1条 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 第3条の学校施設の定義から「高等学校」を削ります。

イ 第9条（使用料等）について、手数料の徴収関係を削り、字句の整理をすることに伴い、全部改正します。

ウ 高等学校の名称及び位置を定める別表第4を削ります。

エ 学校施設使用料を定める別表第5から別府商業高等学校授業料関係部分を削り、同表を別表第4とします。

第2条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

報酬の額及び旅費の額を定める別表から別府商業高等学校非常勤講師（初任者研修に係る非常勤講師を含む。）の項を削ります。

第3条 別府市手数料条例の一部改正

教育に関する手数料を定める別表第2から「別府市立別府商業高等学校入学考査料」及び「別府市立別府商業高等学校入学料」を削ります。

第4条 別府市立学校職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 第2条の職員の定義から「市立別府商業高等学校の校長」等を削ります。

イ 第5条第2項第1号の市立別府商業高等学校の職員の給料表を定める部分を削ります。

ウ 第8条第1項の義務教育等教員特別手当の支給のうち、市立別府商業高等学校の職員に関する部分を削ります。

エ 第9条第1項第1号の市立別府商業高等学校の職員の勤務時間を定める部分を削り、同条第2項の勤務時間の割振りのうち、学校（高校）関係部分を削ります。

オ 旅費を定める第12条を削ります。(削除後は、別府市職員等の旅費に関する条例が適用されます。)

第5条 別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

第1条の条例の対象者を規定する部分から「市立の高等学校の校長」等を削ります。

第6条 別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正

第1条の別府市立学校職員の定義部分を改め、「市立別府商業高等学校の校長」等を削ります。

3 施行期日 平成29年4月1日

4 担当課 教育委員会教育総務課

議第110号

別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部が改正され、失業等給付の給付内容等が変更され、併せて国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の失業者の退職手当について定めた部分に所要の改正が行われたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

失業者の退職手当を定める第10条について、国家公務員退職手当法の改正と同様の改正をします。

3 施行期日 平成29年1月1日

4 担当課 教育委員会教育総務課

議第111号

別府市国民健康保険税条例の一部改正について

1 趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に

関する法律（昭和37年法律第144号）の一部が改正され、題名が外国居住者等所得相互免除法に改められ、事業から生ずる所得に係る国民健康保険税の課税の特例が定められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

附則中第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、新たに附則第10項及び第11項に次に掲げる事項を定めます。

- (1) 市民税で分離課税される外国居住者等所得相互免除法第8条第2項等に規定する特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めること。(改正後の附則第10項関係)
- (2) 市民税で分離課税される外国居住者等所得相互免除法第8条第4項等に規定する特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めること。(改正後の附則第11項関係)

3 施行期日 平成29年1月1日

4 担当課 総務部保険年金課

議第112号

別府市駐車場の設置及び管理に関する条例及び別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

道路交通法の一部が改正され、自動車の種類に準中型自動車が新たに規定されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第1条 別府市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 第4条の駐車できる自動車の種類に準中型自動車を加えます。

イ 別表中「中型自動車（8トン車両等を除く。）及び普通自動車」を「中型自動車（8トン車両等を除く。）、準中型自動車及び普通自動車」とします。

ウ 「き損」を「毀損」に、「1箇月」を「1か月」に改めます。

第2条 別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 別表中「中型自動車（8トン車両等を除く。）及び普通自動車」を「中型自動車（8トン車両等を除く。）、準中型自動車及び普通自動車」とします。

イ 「き損」を「毀損」に改めます。

3 施行期日 平成29年3月12日

4 担当課 O N S E N ツーリズム部観光課

議第113号

別府市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する 条例の制定について

1 趣旨

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部が改正され、農業委員会委員の選出方法が変更され、及び農地利用最適化推進委員の委嘱が定められたことに伴い、これらの委員の定数を定める条例を制定します。

2 議案の内容

- (1) 農業委員会委員の定数は7人、農地利用最適化推進委員の定数は7人とします。
- (2) 別府市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び別府市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員の定数に関する条例を廃止します。
- (3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、報酬及び費用弁償を定めます。なお、報酬は、次の表のとおりです。

区分	現行	改正案
農業委員会委員 (会長)	月額 39,000 円	基本給月額 39,000 円及び能率給
農業委員会委員 (委員)	月額 34,000 円	基本給月額 30,000 円及び能率給
農地利用最適化推 進委員	(新設)	基本給月額 20,000 円及び能率給

3 施行期日 平成29年7月20日

4 担当課 農業委員会事務局

議第 1 1 4 号

工事請負契約の締結について

1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 契約の目的 別府競輪場選手宿舎管理棟新築外工事
- (2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約
- (3) 契約の金額 3 4 8 , 8 4 0 , 0 0 0 円
(うち消費税及び地方消費税 2 5 , 8 4 0 , 0 0 0 円)
- (4) 契約の相手方 和田・光・幸建設工事共同企業体
別府市石垣東十丁目 3 番 4 0 号
株式会社和田組
別府市石垣東八丁目 1 番 1 3 号
光総合工業株式会社
別府市石垣東一丁目 9 番 3 1 号
株式会社幸建設

3 担当課 O N S E N ツーリズム部競輪事業課

議第 1 1 5 号

旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて

1 趣旨

大分県が施工する落石対策のための県道別府一の宮線災害防除工事で対象土地が用地買収されることに伴い、旧慣を廃止します。

2 議案の内容

(1) 対象土地

所 在	地 番	地 目	実測面積
別府市大字南立石字日ノ平	8 番 1	原 野	1 2 9 . 3 8 m ²

(2) 旧慣を廃止するための事項

南立石財産管理委員会に対して、金 2 0 , 5 7 1 円を交付する。

3 担当課 O N S E N ツーリズム部農林水産課

議第 1 1 6 号～議第 1 2 3 号**指定管理者の指定について**

1 趣旨

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めます。

2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設及び指定管理者となる団体

議案	指定管理者に管理を行わせようとする公の施設	指定管理者となる団体
1 1 6	(1) 温水プール (2) 青山プール (3) 公園テニスコート	別府市大字鶴見 3 7 6 3 番地 一般財団法人別府市総合振興センター
1 1 7	(1) 市民球場 (2) 実相寺球場 (3) 野口原総合運動場（野球場・ソフトボール場）	別府市大字鶴見 3 7 6 3 番地 一般財団法人別府市総合振興センター
1 1 8	(1) 体育館 (2) 実相寺サッカー競技場 (3) 実相寺サッカー競技場管理棟 (4) 青山中学校運動場夜間照明施設 (5) 北部中学校運動場夜間照明施設 (6) 浜脇中学校運動場夜間照明施設 (7) 別府中央小学校運動場夜間照明施設 (8) 実相寺多目的グラウンド (9) 実相寺中央公園管理棟 (10) 野口原総合運動場（陸上競技場・管理棟）	別府市大字鶴見 3 7 6 3 番地 一般財団法人別府市総合振興センター
1 1 9	実相寺パークゴルフ場	別府市大字南立石 1 8 8 0 番地の 1 一般社団法人別府市緑化協会

120	(1) 弓道場 (2) アーチェリー場	別府市東莊園六丁目2組 別府市弓道会
121	(1) 別府市宮阿蘇くじゅう 国立公園志高湖野営場 (2) 別府市神楽女駐車場	別府市大字鶴見3763番地 一般財団法人別府市総合振興センター
122	地獄蒸し工房鉄輪	別府市大字鉄輪318番地の1 特定非営利活動法人鉄輪温泉共栄会
123	鉄輪地獄地帯公園ドッグラン	別府市松原町2番1号 NPO法人べっぷドッグラン協会

3 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで